

議案第 1 4 4 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 6 8 号を第 2 6 9 号とし、第 2 5 1 号から第 2 6 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 5 0 号の次に次の 1 号を加える。

(251) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 0 5 条第 1 項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円

第 5 条中「第 2 条第 2 6 6 号」を「第 2 条第 2 6 7 号」に改める。

第 2 条 川崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 6 9 号を第 2 7 1 号とし、第 2 5 0 号から第 2 6 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 2 4 9 号ア中「第 2 4 7 号ア」を「第 2 4 9 号ア」に改め、同号イ中「第 1 8 4 号」を「第 1 8 6 号」に、「第 1 8 9 号」を「第 1 9 1 号」に改め、同号を同条第 2 5 1 号とし、同条第 2 4 8 号ア(イ) a 及び b 中「第 2 4 6 号ア(イ)」を「第 2 4 8 号ア(イ)」に改め、同号イ(イ) a 及び b 中「第 2 4 6 号イ(イ)」を「第 2 4 8 号イ(イ)」に改め、同号を同条第 2 5 0 号と

し、同条第247号ア(ア)中「第184号」を「第186号」に、「第189号」を「第191号」に、「第249号イ」を「第251号イ」に改め、同号イ中「第184号」を「第186号」に、「第189号」を「第191号」に改め、同号を同条第249号とし、同条第246号ア中「第248号」を「第250号」に改め、同号を同条第248号とし、同条中第245号を第247号とし、第244号を第246号とし、同条第243号ア中「第241号ア(ア)及び(イ)」を「第243号ア(ア)及び(イ)」に改め、同号イ中「第184号」を「第186号」に改め、同号を同条第245号とし、同条第242号中「第244号」を「第246号」に改め、同号ア中「第240号ア(ア)から(カ)まで」を「第242号ア(ア)から(カ)まで」に改め、同号イ中「第240号イ(ア)から(カ)まで」を「第242号イ(ア)から(カ)まで」に改め、同号を同条第244号とし、同条第241号ア(ア)中「第184号」を「第186号」に、「第189号」を「第191号」に改め、同号イ中「第184号」を「第186号」に、「第189号」を「第191号」に、「第243号イ」を「第245号イ」に改め、同号を同条第243号とし、同条中第240号を第242号とし、第192号から第239号までを2号ずつ繰り下げ、同条第191号中「第184号」を「第186号」に、「第185号」を「第187号」に、「第189号」を「第191号」に改め、同号を同条第193号とし、同条中第190号を第192号とし、第179号から第189号までを2号ずつ繰り下げ、同条第178号中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に改め、「貸与業の許可証」の次に「又は再生医療等製品の販売業の許可証」を加え、同号を同条第180号とし、同条第177号中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に改め、「貸与業の許可証」の次に「又は再生医療等製品の販売業の許可証」を加え、同号を同条第179号とし、同条中第176号を第178号とし、第171号から第1

75号までを2号ずつ繰り下げ、第170号の次に次の2号を加える。

(171) 医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査

1件につき 29,000円

(172) 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査

1件につき 11,000円

第5条中「第2条第267号」を「第2条第269号」に改める。

第8条ただし書中「第2条第185号、第241号ア、第243号ア、第247号ア、第249号ア及び第250号」を「第2条第187号、第243号ア、第245号ア、第249号ア、第251号ア及び第252号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年12月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年1月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴い、耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションについて容積率に関する特例の許可の申請に係る手数料を新設するため、及び神奈川県の特例に関する条例の一部改正に伴い、再生医療等製品の販売業の許可の申請等に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。